独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第１号

東京都市計画事業愛宕地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画の変更の縦覧について、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第83条第５項において準用する同条第１項の規定に基づき、下記により権利変換計画の変更を縦覧に供するので、公告する。

令和８年４月７日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦

記

１　縦覧期間　　令和８年４月15日（水）から令和８年４月28日（火）まで（土曜日・日曜日を含む。）

２　縦覧時間　　午前９時15分から午後５時40分まで

３　縦覧場所　　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部　都心業務部
住所　東京都中央区八重洲１丁目３番７号八重洲ファーストフィナンシャルビル18階
電話　03―5200―8605

４　縦覧事項　　権利変換計画の変更計画

以　上

企業年金基金変更公告

三菱電機エンジニアリング企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

１．新事務所の所在地　東京都港区芝５―34―２ミタマチテラス10階

２．旧事務所の所在地　東京都千代田区九段北１―13―５ヒューリック九段ビル

３．変更年月日　令和８年１月19日

令和８年４月７日

三菱電機エンジニアリング企業年金基金
理事長　竹本　俊之